

マスター制度に関する取り決め

「神奈川連盟トレーニングチームに関する内規」第11条に基づき、「マスター制度に関する取り決め」を以下に定める。

(マスター制度の目的)

第1条

マスター制度の目的は、県連トレーニングチーム任期満了者等が、引き続きスカウトや指導者に対するスキルアップ訓練の支援、及び定型・非定型の指導者訓練の運営に対する後方支援を行うことによって、持っているスキルを発揮して頂くことである。本県連盟はマスターに対し事業の情報と活躍の場を提供すると共に、マスター同士の交流を促すものとする。

(マスターの役割)

第2条

永年のスカウト教育の指導者経験及びスカウトスキルの保持能力を活かし、指導者養成事業において現役トレーニングチームメンバーへの支援を行う。

県連ディレクターチーム、所長・主任講師の下で支援者としての立場で、以下のことを行う。

(1) 本連盟が開設する訓練機関の運営と実施を支援する。

但し日本連盟の定めるセッションについては担当しない。神奈川連盟独自のセッション、スカウトスキル指導、厨房等、所長、主任講師からの委託された役務を担当する。

(2) 地区またはそれらの合同主催による訓練機関に対する支援と協力

(3) 作業チームメンバーとして指導者訓練に関する研究と資料作成

(マスターの選任・委嘱・任期)

第3条

マスターの選任は以下の通りとし、本連盟理事長が委嘱する。夫々の任期は毎年4月1日から2年間とし、再任を妨げない。

(1) 県連トレーニングチーム任期満了者

県連トレーニングチーム任期満了者全員に対し、マスターになる意思確認の意向調査を行い、これに本人が同意した者。

(2) 県連トレーニングチーム任期満了者以外の新規マスター要員

訓練機関の実施に必要なスキルの保持者で『神奈川連盟トレーニングチームに関する内規』第13条に定める選考委員会が選考した者。本連盟への登録・非登録を問わない。但し、県連トレーニングチームの任にある者が、マスターを兼務することはできない。

(3) 継続委嘱

マスターの継続委嘱は、任期満了者全員に対し、マスターの再任意思の確認の意向調査を行い、これに本人が同意した者とする。

(マイスター幹事の人選)

第4条

県連トレーニングチーム任期満了者の中から、若干名をマイスターのまとめ役として幹事を選定する。幹事を選定は、『神奈川連盟トレーニングチームに関する内規』第13条に定める選考委員会にて行なう。幹事の任期は2年とし、再任は妨げない。

(マイスター幹事の任務)

第5条

- (1) マイスターメンバーに対しての意向調査の実施とまとめ
- (2) 県連指導者養成に関する情報をマイスターへ提供
- (3) マイスター間の交流に関すること
- (4) マイスターからの要望のとりまとめ
- (5) ディレクターチームとの連携に関すること

(マイスター名簿・意向調査結果の連絡)

第6条

県連及び地区の指導者養成事業支援につながるようマイスター幹事が、マイスター名簿・意向調査結果のまとめを作成し、県連ディレクター及び地区に連絡する。

(マイスターの継続要件)

第7条

意向調査に対する回答のみで奉仕は任意とし、実績は問わない。県連トレーニングチーム研究集会の参加も任意とする。

(指導者養成事業時の服装)

第8条

ギルウェルチーフ、ウッドバッジ2ビーズ、県連トレーニングチームの胸章を着用する。マイスターのシンボルとして、別途定めるものを着用する。

(費用)

第9条

- (1) 県連情報提供、マイスターに関する事務費用は、トレーニングチームの予算で賄う。
- (2) 本連盟の指導者養成事業におけるマイスターに対する費用は、現役トレーニングチームと同様に指導者養成費の各指導者訓練コース費用を充当する。
- (3) マイスターシンボル作成費用として入会金3,000円を指定口座に納入する。
- (4) マイスター間の交流費用として、毎年1,000円の年会費を指定口座に納入する。

(マイスターに関する事務)

第10条

マイスターに関する事務は、マイスター幹事が行ない、県連事務局はそれを支援する。

(附 則)

第 1 1 条

この取り決めは、平成 27 年 4 月 1 日より遡及施行する。

平成 25 年 5 月 12 日 施 行

平成 26 年 7 月 17 日 一部改正

平成27年7月15日一部改正、平成27年4月1日（遡及施行）